

○越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱

平成 12 年 5 月 31 日

告示第 109 号

改正 平成 15 年 4 月 18 日告示第 115 号

平成 17 年 5 月 31 日告示第 143 号

平成 18 年 3 月 31 日告示第 98 号

平成 18 年 5 月 30 日告示第 176 号

平成 19 年 3 月 30 日告示第 122 号

平成 21 年 6 月 26 日告示第 191 号

平成 22 年 3 月 29 日告示第 101 号

平成 23 年 3 月 31 日告示第 120 号

平成 24 年 3 月 29 日告示第 117 号

平成 28 年 3 月 30 日告示第 129 号

平成 31 年 3 月 11 日告示第 67 号

(目的等)

第 1 条 この要綱は、審議会等の適正な設置及び円滑な運用を図るために必要な事項を定めることにより、審議会等の運営の透明性及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民参加の促進を図り、もって開かれた市政の推進に資することを目的とする。

2 審議会等の設置及び運用に関し、この要綱に規定する事項について、別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「審議会等」とは、市長が設置する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関及び有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的とした規則、要綱その他の規程に基づく審議会、委員会、協議会等で、別表に掲げるもの以外のものをいう。

(設置時の留意事項)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 審議会等の適正な運用を図るため、原則としてその設置根拠となる条例、規則、要綱その他の規程において、審議会等の設置目的、所掌事務並びに委員又は構成員（以下「委員」という。）の人数、選任区分及び任期を明らかにするものとする。

(2) 委員の人数は、必要最小限とする。ただし、法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがある場合は、この限りでない。

(委員の選任)

第4条 委員の選任は、審議会等の設置目的に応じ、次に掲げる事項について十分配慮し、行うものとする。

(1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう、審議会等のそれぞれの設置目的に応じて幅広く市民各界各層から選任する。

(2) 団体に対して委員の推薦を依頼する場合は、委員の重複を避けるため、団体と十分協議を行うとともに、推薦される者が団体の長に固定しないよう配慮する。

(3) 公募により委員を選任することが適当であると認められる審議会等については、積極的に公募制を導入する。この場合において、公募により選任する委員の人数は、当該審議会等の委員定数のおおむね20パーセント以上とする。

(4) 審議会等の委員への女性の登用推進要綱（平成10年12月1日決裁）の趣旨を踏まえ、積極的に女性委員の登用を図る。

(5) 複数の審議会等（市長以外の市の執行機関が設置する審議会等を含む。次条第1項第3号において同じ。）において同一人を重複して委員に選任する場合は、法令に定めがある等の特別の理由がある場

合を除き、3機関までとする。

(6) 委員の在任期間は、法令に定めがある等の特別の理由がある場合を除き、一の審議会等について連続3期以内とする。

(公募委員の応募資格等)

第5条 公募により選任する委員に応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 満18歳以上の者であること。

(2) 市内において、住み、働き、学び、又は活動している者であること。

(3) 他の審議会等の公募による委員でない者であること。

(4) 市の職員でない者であること。

2 公募により選任された委員が、前項第2号又は第4号に定める要件に該当しなくなった場合は、その職を失うものとする。

(公募の方法等)

第6条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について広報紙、インターネットホームページその他の広報媒体を利用する等、より広く周知するものとする。

(1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務

(2) 応募資格

(3) 公募人数

(4) 選任時期及び任期

(5) 申し込み方法及び申し込み期限

(6) 問い合わせ先

(7) その他必要な事項

(意見の聴取)

第7条 審議会等は、審議、調査等に必要があると認めるときは、広く市民の意見聴取に努めるものとする。

(会議の公開)

第8条 審議会等の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

(1) 会議において、越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号)第7条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の代表者が当該審議会等に諮って行うものとする。

3 審議会等の代表者は、会議を公開しないことと決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

4 審議会等を所管する課の長(以下「所管課長」という。)は、当該審議会等の会議の公開又は非公開が決定されたときは、会議の公開・非公開に関する決定報告書(第1号様式)を作成し、速やかに総務部総務課長及び行財政部行政管理課長に提出するものとする。

(公開の方法)

第9条 審議会等の会議の公開は、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けて希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議を公正かつ円滑に行えるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

3 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち越谷市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記載されている会議資料については、この限りでない。

(会議開催の公表)

第10条 審議会等は、公開することと決定した会議を開催しようとするときは、開催日前7日までに会議開催について庁舎内へ掲示すること及びインターネットホームページへ掲載することにより公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

2 前項の規定による庁舎内への掲示は、総務部総務課において行うものとする。この場合において、所管課長は、当該掲示用に、会議開催のお知らせ(第2号様式)を作成し、総務部総務課長に提出するものとする。

3 審議会等は、第1項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用すること等により、会議開催について公表するよう努めるものとする。

(会議録の作成)

第11条 審議会等の会議の経過及び結果の正確性を確保するため、審議会等の事務局において会議録を作成するものとする。

(会議開催結果の公表)

第12条 審議会等は、公開した会議については、会議の概要を市民の閲覧に供すること及びインターネットホームページへ掲載することにより、会議の開催結果を公表するものとする。

2 審議会等は、前項の規定による公表に当たっては、会議の概要に会議録及び会議資料を添付するよう努めるものとする。

3 第1項の閲覧は、総務部総務課において行うものとする。この場合において、所管課長は、当該閲覧用に、会議の開催結果(第3号様式)を作成し、総務部総務課長に提出するものとする。

4 審議会等は、第1項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用すること等により、会議の開催結果について公表するよう努めるものとする。

(委員情報の登録)

第13条 所管課長は、委員を選任したときは、速やかに公職者システム

に必要な情報を登録するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか審議会等の設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則 (平成15年告示第115号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年告示第143号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表に男女共同参画苦情処理委員の項を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第98号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第176号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に公募により選任される委員について適用する。

附 則 (平成19年告示第122号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第191号)

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第101号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第120号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第117号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 129 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年告示第 67 号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの要綱の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第 2 条関係）

対象外となる審議会等

審議会等名称
広報・広聴専門委員
福祉保健オンブズパーソン
男女共同参画苦情処理委員

第1号様式（第8条関係）

会議の公開・非公開に関する決定報告書

1 審議会等の名称	
2 事務局担当課名	
3 審議会等の所掌事務	
4 公開・非公開の別	公 開 ・ 一 部 非 公 開 ・ 非 公 開
5 公開・非公開の決定日	
6 非公開・一部非公開の理由等	(非公開・一部非公開とする具体的内容)
7 備 考	

第2号様式（第10条関係）

会議開催のお知らせ

1 会議名	
2 議 題	
3 開催日時	年 月 日（ ） 時 分から
4 開催場所	
5 公開・非公開の別	公 開 ・ 一 部 非 公 開 ・ 非 公 開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴定員	
8 傍聴手続きの方法	
9 問い合わせ先	（担当課名） TEL （直通）
10 その他	

第3号様式（第12条関係）

会 議 の 開 催 結 果

1 会 議 名	
2 開催日時	年 月 日 () 時 分から
3 開催場所	
4 会議の概要	
5 公開・非公開の別	公 開 ・ 一 部 非 公 開 ・ 非 公 開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	
8 問い合わせ先	(担当課名) TEL (直通)
9 その他	

第 1 号様式（第 8 条関係）

第 2 号様式（第 1 0 条関係）

第 3 号様式（第 1 2 条関係）

【 会 議 録 】 (概要)

日時: 令和2年(2020年)2月17日(月) 17:00~18:30

会議名	令和元年度(2019年度)越谷市自治基本条例 推進会議 第4回会議	場所	越谷市役所 本庁舎5階 第2委員会室
件名 議題	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事 報告事項 (1) 推進会議の意見を踏まえた市の取組予定について (2) 越谷市自治基本条例施行10周年の取組について 協議事項 (1) 第5期越谷市自治基本条例推進会議の報告書について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
出席者	<p>出席委員 横家会長、駒崎副会長、青木委員、石山委員、齋藤委員、立澤委員、得上委員、土方委員、浅見委員、石原委員、ペドリサ委員、関根委員(12名)</p> <p>欠席委員 舗野委員、戸巻委員、梅崎委員(3名)</p> <p>事務局 徳沢政策担当部長、山元政策担当副部長(兼)政策課長、 濱野同副課長、荒井同主事(4名)</p> <p>傍聴者 なし</p>		
内 容	別紙 会議録(要旨)のとおり		
<p>●合意・決定事項等</p> <p>・「第5期越谷市自治基本条例推進会議の取組みについて(報告書)」について、承認された。なお、報告書の最終的な文言整理等については、事務局に一任とし、後日、会長・副会長から市長へ報告書を提出することとした。</p>			

会議録（要旨）

1 開会

2 あいさつ（会長）

皆さん、こんにちは。今回が、第5期推進会議における最後の会議となります。この2年間の成果物である報告書について、活発な議論をよろしくお願いします。第5期推進会議で皆様からいただいた意見が、住みよい自治のまちの実現に寄与することを願っております。今日はよろしくお願いします。

3 議事

報告事項

（1）推進会議の意見を踏まえた市の取組予定について

・事務局が、【資料1】「令和元年度(2019年度)推進会議の意見を受けての市の対応」に基づき報告を行った。

（議長）ありがとうございました。それでは、推進会議の意見を踏まえた市の取組予定について、ご質問等がありましたらお願いします。

（A委員）事務局からの報告に関連して、私からも報告があります。

まず、「自治会加入促進交付金」についてですが、これは自治会連合会から市長にお願いし、交付されることとなった交付金です。毎年13地区の自治会連合会に50万円支給することになっており、3年間の支給額は合計で150万円となります。その中の50万円の使い道については、各自治会連合会に委ねられる形になっています。また、南越谷地区の自治会連合会は、商店街とタイアップして、商店街で買物する際にポイントがついて、さらに、その場で自治会に入っていない人へ自治会加入についてご案内するという試みを行っています。また、蒲生地区の自治会連合会では、自治会加入率が、一軒家等に比べ、アパートやマンションで低くなっているという現状を踏まえ、自治会加入促進事業という形で、アパートやマンション等も含めて、未加入の方々ところに蒲生地区の防災マップを持って行って、自治会で行っている活動を紹介したりしながら、自治会に加入していただけるよう働きかけを行っているところです。このように、13地区それぞれの方法で、自治会に加入してもらえよう周知を行っているところです。

（2）越谷市自治基本条例施行10周年の取組について

・事務局が、【資料2】「越谷市自治基本条例施行10周年の取組について」に基づき報告を行った。

（議長）ありがとうございました。それでは、越谷市自治基本条例施行10周年の取組について、ご質問等がありましたらお願いします。

（B委員）小学校6年生へのアンケート回答状況の105件という件数は、人数、クラス数どちらですか。

（事務局）回答いただいた人数です。

（C委員）現時点でのアンケートの配付状況を教えてください。全小学校で配付が終わっているのです

ようか。

(事務局) パンフレットを活用した授業の実施時期は、学校ごとで異なりますが、概ね2学期後半から3学期の間での実施となりますので、まだ配付していない学校もあります。

(D委員) アンケートの締切りはいつですか。

(事務局) アンケートの締切りは3月31日までとなっております。

(E委員) 1月末までで回答があったのが105件だと少ないように感じますが、どうでしょうか。

(事務局) アンケートは、各学校での授業が終わってから配付し回答していただく形となっております。現段階だと、ちょうど授業を実施したか、これから実施するというような学校が多いのではないかと思います。あくまで、この105件という回答数は、1月末時点での件数であるため、今後、3月にかけて増えるのではないかと想定しています。

(F委員) アンケートに回答するかしないかは、回答対象者の判断になるのでしょうか。

(事務局) 回答対象者の判断となります。しかしながら、パンフレットやアンケートを小学校に配付する前に、月1で全小学校の校長が集まる会議の場において、政策課から今回のアンケート実施の趣旨や重要性等を説明し、ご回答いただくように直接お願いしているところがございますので、回答していただける可能性は高いと思います。

(議長) アンケートはどのぐらいの人数に配付しているのでしょうか。

(事務局) 市内の小学校6年生全員に配付していきまして、配付数は約3,500枚です。

(G委員) 目標としている回答率はあるのでしょうか。

(事務局) 全ての児童に回答していただくことを目標としております。引き続き、多くの方に回答をしていただけるように働きかけしていきたいと思っております。

(H委員) 「越谷市自治基本条例施行10周年記念」の冠事業の開催状況について、私の把握している範囲で報告させていただきます。直近では、埼玉県立大学で日テレの気象予報士である木原氏を招いて開催された自治会シンポジウムや市民体育祭、消防団の訓練など、多くの事業に冠が付されていまして。

(I委員) 冠事業について、私は越谷市文化連盟に関わりがあるのですが、あまり文化関係の事業には、冠が付いていないように感じました。政策課から生涯学習課などを通じて、依頼はしなかったのでしょうか。

(事務局) 冠とロゴマークの使用については、庁内に向けては、各部の部長が出席する庁内連絡会議において周知し、市民に向けても、市ホームページや広報こしがやなどで周知するなど、冠やロゴマークを多くの事業やイベント等に使用していただけるよう働きかけを行っています。

(J委員) 冠及びロゴマークの使用については、冠やロゴマークを使用した事業にどのぐらいの参加があったのかなども把握しておくといよいのではないかと思います。

また、転入者へのパンフレットの配付についても、配付した部数だけでなく、年間の転入者数も記載すれば、転入者のうちどれぐらいに配付がなされたのかという割合も把握することができるため、記載した方がよいと思っております。

協議事項

(1) 第5期越谷市自治基本条例推進会議の報告書について

・事務局が、【資料3】「第5期越谷市自治基本条例推進会議の取り組みについて(報告書)【最終案】」に基づき説明を行った。

(議長) ありがとうございました。

それでは、第5期越谷市自治基本条例推進会議の報告書について、ご意見等がありましたら

お願いします。

- (K委員) 「1 はじめに」の2行目、「越谷市自治基本条例が平成21年6月に制定、同年9月から施行されました」という文章について、「が」ではなく、「を」に変えた方がよいと思います。
- (L委員) 「を」にすると、「同年9月から施行されました」へのつながりが悪くなってしまいうように思います。
- (M委員) 「を」にするのであれば、「制定し」とすると、つながりがよくなると思います。
- (N委員) 「1 はじめに」の下から2行目、「第5期越谷市自治基本条例推進会議の取り組みについて（報告書）として取りまとめましたので、報告します」という文章ですが、「報告」ではなく「提出」が良いと思います。第1期、第3期、第4期推進会議でも「報告書を提出」としているため、第5期推進会議も統一した方がよいと思います。
- (O委員) 同じ文章について、「第5期越谷市自治基本条例推進会議の取り組みについて（報告書）」の後ろの「として」は要らないと思います。
- (P委員) 「第5期越谷市自治基本条例推進会議の取り組みについて（報告書）」は報告書のタイトルになっています。「として」をとってしまうとつながりが悪くなってしまおうと思います。
- (議長) 「として」はとらず、「報告」を「提出」に変えるということではよろしいでしょうか。

【賛同する声あり】

- (Q委員) 第4期推進会議では、条例第2条第2項の規定にもとづいて意見を述べ、報告書を提出したということですが、第5期推進会議では諮問されていないから条例の規定を記載していないということなのではないでしょうか。第5期推進会議についても、第4期推進会議と同じく、条例の規定に基づいて報告書を提出するというのであれば、「条例の規定にもとづき」という文章を入れた方がよいと思います。
- (事務局) 第4期、第5期推進会議ともに、諮問・答申という形をとらず、条例第2条第2項の規定にもとづき、意見を述べてきました。そのため、第4期推進会議と同様、第5期推進会議についての文章についても、根拠となる条項を入れるのかについて、この場で決めていただければと思います。
- (議長) 条項を入れるということではよろしいでしょうか。

【賛同する声あり】

- (R委員) 「1 はじめに」の第3段落の1行目で、「第1期の「越谷市自治基本条例推進会議」とあり、第2期以降では、「推進会議」と記載していますので、「越谷市自治基本条例推進会議」の後ろに、（以下、「推進会議」という。）を付け加えた方がよいと思います。
- (事務局) 「1 はじめに」では「～にもとづき」、「3 むすびに」では「～に基づいて」となっており、平仮名か漢字どちらかに統一した方がよいと思います。どちらにするかについて、この場で決めていただければと思います。
- (S委員) 公文書の場合は、どちらなのでしょう。
- (事務局) 公文書は基本的に漢字ですが、推進会議の報告書ですし、決まりはありません。委員の皆さんのよいと思う方に決めていただければと思います。
- (T委員) 平仮名の方がよいと思います。
- (議長) 平仮名とすることとしてよろしいでしょうか。

【賛同する声あり】

- (U委員) 4ページの「自治基本条例の認知」についての意見で、春日部市で実施している「自治基本条例学習会」に関するものがあります。春日部市という具体的な名称は出さず、「他市」でよいのではないかと思います。
- (V委員) この意見は私が述べたものです。近隣の自治体でも自治基本条例の普及に関して、様々な取組を行っています。その具体例として春日部市の事例を出しました。抽象的な表現よりは具体性があった方が、「自治基本条例の認知」に関する意見としてはよいのではないかと考えます。
- (W委員) やはり「他市」という表現だと、イメージが湧きにくく、具体性を持たせるという意味では、今のままの表現でよいのではないかと思います。
- (議長) 「春日部市」という名称を残すこととしてよろしいでしょうか。

【賛同する声あり】

- (X委員) 報告書に載っている意見についてですが、語尾が「と思う」のところもあれば、「とよい」などのところもあり、統一させていません。どのような基準で意見の整理を行っているのでしょうか。
- (事務局) 報告書に載っているご意見につきましては、これまでの会議で委員の皆様からご発言いただいたとおりの表現とさせていただきます。
- (Y委員) 5ページの1番下の意見について、「各地区行っている地区まちづくり会議で、」という文章がありますが、「各地区」の後ろに「で」を追加した方がよいと思います。
- (議長) 報告書の最終的な文言整理等は、事務局に一任とし、完成した報告書については、後日、会長・副会長から市長へ提出することとさせていただきます。

●合意・決定事項等

- ・「第5期越谷市自治基本条例推進会議の取り組みについて(報告書)」について、承認された。なお、報告書の最終的な文言整理等については、事務局に一任とし、後日、会長・副会長から市長へ報告書を提出することとした。

4 その他

- ・事務局が、下記のことについて説明した。
※報告書は、会長及び副会長から、市長へ提出していただいた後、市ホームページ等で公表する。

5 閉会(副会長)

2年間本当にお疲れ様でした。第5期推進会議で私たち委員が述べた意見が、各担当課に伝えられ、ただ今、策定中の第5次越谷市総合振興計画をはじめとする様々な計画や、これからの施策に活かされていくことを願っております。本日はありがとうございました。